

## 第 67 回人口・社会統計部会議事概要

- 1 日 時 平成 27 年 12 月 24 日（木）13:27～15:40
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者
  - （部 会 長） 白波瀬 佐和子
  - （委 員） 嶋崎 尚子、永瀬 伸子
  - （専 門 委 員） 新井 陽子、安藤 福光
  - （審議協力者） 財務省、農林水産省、国土交通省、東京都、神奈川県
  - （調査実施者） 文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室：高橋室長ほか
  - （事 務 局） 内閣府大臣官房統計委員会担当室：廣瀬調査官  
総務省政策統括官付統計審査官室：谷輪統計審査官、佐藤調査官ほか
- 4 議 題 「学校基本調査及び学校教員統計調査の変更について」
- 5 概 要

学校基本調査及び学校教員統計調査の変更に係る統計委員会への諮問の概要について、総務省政策統括官付統計審査官室から説明が行われた後、変更される調査事項等について審議が行われた。一部の事項については、文部科学省において再度整理し、その結果を次回部会において報告することとされた。

主な意見は以下のとおり。

#### <主な意見>

##### 【学校基本調査関係】

##### （1）「小中一貫教育の実施形態」欄の追加について

- ・ 小中一貫教育の実施形態について、例えば、1つの中学校と複数の小学校での実施といった組合せがある中、校数の組合せの把握は検討しているのか。また、小中一貫教育の全体像を把握する上で、教育課程上の区切りの状況（6・3制ではなく、4・3・2制、5・4制等）については把握する必要はないのか。
  - 小中一貫教育を行っている学校数は、現時点では少ないと思われ、当面は政策実施部局で把握するものとする。今後、小中一貫教育が浸透していった際には、学校基本調査で把握すべきか否か判断することになると考える。また、教育課程上の区切りについても、まずは政策実施部局が業務調査により把握することになるものとする。本調査では、まずは制度に基づく現状を把握していくこととしたい。
- ・ 小中一貫教育の良さは小・中の教員が混ざり合っていくところにあり、その意味で「施設隣接型」は事実上「施設分離型」と同じと思う。また、小学生が中学校の校舎で授業を受けるような例もある。取組に違いがあるので、報告者に分かりやすいよう、隣接型と分離型の定義を明確にすべきではないか。
  - 隣接型及び分離型については、制度上定義付けられる予定なので、その定義に沿って調査することになる。調査の結果、実態として、例えば、分離型に対するニーズはあまりないといったこともあるかもしれない。
- ・ 調査項目を追加し、隣接型や分離型といった制度上の実態を把握するとしても、施設一体型が理想の形態ではないのか。そういった中で、調査項目を通じてニーズを把握するとはどういうことを意味するのか。

→ 地方公共団体において施設一体型の形態が理想でありニーズがあるとすればそのような実施形態が多い状況が、また、隣接型や分離型といった形態へのニーズがないとすればこれらの実施形態が少ない状況が、調査によって明らかになるのではないかと考えている。このような実態の把握を通じて、地方公共団体のニーズの状況が把握できるのではないかとということである。

## (2) 「二部授業の学級数・生徒数・教員数」欄の追加について

- ・ 「諮問の概要」資料において示されている二部授業の実施学校数及び在学者数のデータの出典は何か。
  - 政策実施部局が教育委員会等を対象とする業務調査等によって得られた情報を基にして取りまとめた数値である。
- ・ 二部授業の学級数等のデータとともに、審査メモに対する回答資料にある自主夜間中学・識字講座等の生徒数等についても、出典を明らかにして欲しい。
  - 了解した。
- ・ 本調査項目を設けることによって、二部授業の学級数・生徒数・教員数について、政策実施部局が把握する以上の精度の高いかつ正確な情報が得られるという理解でよいのか。
  - 全数調査である本調査において調査対象として位置付けられることとなるため、より正確な情報が得られるものと考えている。

## (3) 「理由別長期欠席者数」欄の削除について

- ・ 他の調査で詳細に調査するので本調査から外すことは理解したが、不登校は非常に大きな問題であり、家庭の問題、地域の問題など様々な要因があると考えられる。学校側や教員側からの人数のみの把握ではない社会経済的要因もわかるような統計として不登校の実態を把握することにつき、検討していないのか。
  - 両調査とも学校を対象とし不登校に係る情報を得ようとするものであり、保護者側からみた不登校に係るデータはない状況にある。世帯を対象とした調査を実施しようとする場合、プライバシーに十分配慮する必要があり、調査を実施するとしても、慎重に検討することが求められるのではないかと。
- ・ 児童生徒の長期欠席の状況は学校が把握しているので、学校を対象として調査することによって正確な情報が得られるのではないかと。ただ、不登校の理由について、学校側が把握している理由と、子どもや家庭が考えている理由との間に違いはあり得る。学校としては子どもが自主的に通っているところから情報を得ることはある。

## (4) 調査結果の公表の方法の変更について

- ・ 「二部授業の学級数・生徒数・教員数」については、「卒業後の進路」とのクロス表の作成が有意義ではないかと。
- ・ 「小中一貫教育の実施形態」については、せっかく新しく義務教育学校というカテゴリを設けたのだから、小学校、中学校を横並びで比較できるような表があったらよいのではないかと。
  - 公表する際には、統計表とは別に、調査結果の概要の中で、小学校・中学校・義務教育

学校を比較するような見せ方をしたいと考えている。

- ・ 調査結果の公表について、「利用者の利便性の向上につながる取組について充実を図りたい」としているが、具体的な充実方策について提示していただきたい。

## 【学校教員統計調査関係】

### (1) 未諮問基幹統計としての確認事項について

- ・ 推計方法等に関連し、ホームページ上で公表していない情報もあるとのことだが、積極的に公表していただきたい。その際、抽出方法も含め、可能な限り、国民に分かりやすい形となるよう、工夫していただきたい。
- ・ ホームページの学校教員統計調査の概要を示す頁をみたところ、非常勤の教員が調査対象になっているのかなっていないのか判断できなかった。非常勤の数も増えていると考えられることから、表章に当たっては、どのような教員が調査対象となっているのか留意し、分かりやすく概要に示すべきではないか。
  - 学校教員統計調査では、初等中等教育機関である学校では本務教員のみを把握しており、また、高等教育機関である大学、短大、高等専門学校では本務教員と兼務教員を分けてそれぞれについて把握しており、非常勤講師は兼務教員の中に含まれていると考えられる。
- ・ 教育の現場では非常勤の教員に支えていただいているといった状況がある中、非常勤の教員は調査対象になっているのか分かりづらい形になっていることは問題ではないか。調査結果の公表に当たっては、本調査が誰を対象にした調査であることを明示していただきたい。
- ・ 従前は教員になると退職まで続けるのが一般的だったが、最近は若年層の教員の離職が目立ってきているように思う。教員の離職理由を把握している調査はあるのか。本調査の調査周期は3年である中、このような教員の離職といった面を含めた教員の傾向を考えていく上で適当か考える必要があるのではないか。
  - 本調査の「教員異動調査」の項目で「離職理由」を把握している。年齢別に5歳階級別に離職状況を整理しており、3年周期の調査において年齢別の離職の推移は把握できるものと考えている。また、「離職理由」欄には、1が定年、2が病気（精神疾患）、3が病気（精神疾患以外）、4が死亡、5が転職といった形で区分し、該当する番号を記入することになっている。ただし、本人に離職理由を確認しているわけではなく、学校の管理者（校長、教頭等）が把握している範囲で離職理由を記入している。
- ・ 本調査は教員の個人属性、職務対象、異動状況等を把握する唯一の調査であり、調査結果に対する統計利用者の期待も高いと考えられる中、離職理由に係る調査結果は教員本人からの情報でなく学校管理者が把握している情報によるものであるとのこと。このようなことを踏まえ、調査実施者は、本調査結果の有用性の確保・向上を図る観点から、調査系統や調査方法等についてウェブページに掲載し、本調査業務内容に係る情報提供の充実化を図るべきではないか。
- ・ 調査票だけを見ても、離職理由の選択肢がどのようになっているのか分からない。
  - 記入要領を追加的に提供することとしたい。

### (2) 調査票の新設について

- ・ 最近の学生は、保育士と幼稚園教諭の両方の資格を取っている者も多い。保育士資格の有

無について、幼保連携型認定こども園で把握するならば、幼稚園票でも把握した方がいいのではないか。

→ 幼保連携型認定こども園では、両方持つことが原則になるので項目を設けているが、幼稚園では制度上、保育士資格の取得は義務付けられていないので、調査項目として設けていない。

- ・ 制度上の位置付けの違いというだけでは、追加しない理由として弱い。今後のことも念頭に置けば、実態として把握することが有意なのではないか。

→ 政策実施部局にも確認の上、回答したい。

### (3) 「担任教科（一部教科を担任の場合）」等に係る調査項目について

- ・ 教員個人調査票における調査項目について、小学校を対象とする調査項目では「担任教科（一部教科を担任の場合）」や、義務教育学校を対象とする調査項目では「担任教科 前期課程（一部教科を担任の場合）」の調査項目、小中一貫型小学校中学校に係る「教科担任」の調査項目の関係について、分かりにくいので確認したい。

- ・ 「担任教科（一部教科を担任の場合）」について、本来は「一部教科を担任の場合」の有無を記入する形であれば紛れがないが、スペースの関係で現行の記載となっているとしても、同じ定義付けなのか、位置付けなどが分かりにくいのではないか。

→ 関係する学校種の記入要領を提示して詳細に説明することとしたい。

## 6 次回予定

次回部会は、平成 28 年 1 月 18 日（月）10 時から総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室において開催することとされた。

—以上—